



愛 知 県 行 政 書 士 会 報



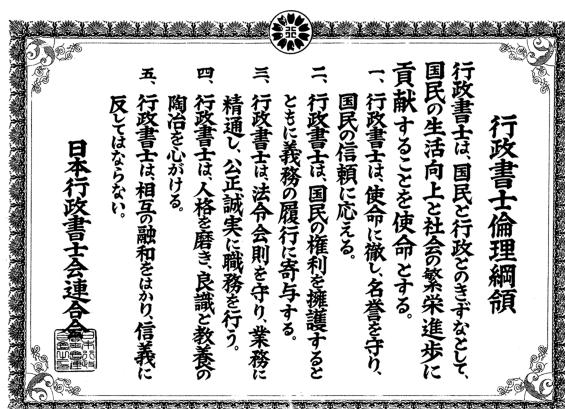
- 大学生のための資格業ガイドンス
- 第24回自由業フレッシュマン・フォーラム10'
- 平成30年度総務大臣表彰・日本行政書士会連合会会长表彰 表彰状授与式
日本行政書士会連合会定時総会



愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

目 次

民法改正と、おれの目の黒いうち。	常務理事 市川 雅敏	1
大学生のための資格業ガイドンス（愛知学院）		2
大学生のための資格業ガイドンス（名城大学）		2
第24回自由業フレッシュマン・フォーラム10'		3
平成30年度総務大臣表彰・日本行政書士会連合会会長表彰 表彰状授与式・日本行政書士会連合会定時総会		5
平成30年度 日本行政書士会連合会 中部地方協議会定時総会		6
愛知県行政書士会 平成30年度第68期定時総会		6
民法はこう変わる ⑤	名城大学 法務研究科 教授 仮屋 篤子	8
外国人労働者の労働問題	弁護士 西山 一博	11
部長さんに聞いてみよう		13
お知らせコーナー 会員名簿について（お知らせ）		15
西尾農業振興地域整備計画変更による受付の休止について（通知）		16
小牧市農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地利用計画変更申出（農振除外申出）		
にかかる受付停止について		17
ライブラリ研修動画一覧		19
ライブラリ研修申込書		21
業務相談会のお知らせ		22
業務相談会申込書		23
会員訪問記（海部支部 富田 規靖会員）	会報委員 岩井 実	24
各支部研修会のご案内		25
支部だより		27
事務局だより		33
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		35
コスモスあいちコーナー		41
あとがき		43



民法改正と、おれの目の黒いうち。

常務理事 市川 雅敏

実に120年ぶりの民法改正が、いよいよ平成32年4月1日より施行される。各法にわたり我々行政書士としての日常業務に直接的な影響を与える大改正である。

私自身の仕事においても、特に不動産や相続に関する分野で目が離せない。「これは細かな所までしっかり理解しておかんと大変だ」と、冷や汗まじりの勉強意欲に駆られている。売買取引においては、極めて繊細かつトラブルを生じやすい瑕疵担保責任について、また賃貸においては敷金、修繕、原状回復、そして連帯保証まで、重要事項説明の際に多くの時間を割いてきた大切な事項の改正点が目白押しである。

父の代より47年間、私の17年間を含んでも、特に売主や貸主側のお客様との取引を重ねてきた我が家の中の不動産業においては、これに関わる相談事に応えて行けるだけの懐の深さがどうしても必要である。一方、遺産相続関連についても、一層の高齢化社会への対応を目的とした改正点がいくつも含まれている。配偶者の居住権確保、遺産分割前の生活費の引出し、介護看病に尽くした親族の金銭請求権利、そして中でも遺言の法務局保管、検認廃止と財産目録の自筆作成緩和についても、毎日相談が増え続けている作成支援の仕事を進める上で、十分に理解しておかなければならぬ事柄ばかりである。

さて、私の事務所は渥美半島の根っこ、豊橋南部の大清水町に位置し、田舎そのもの、ザ・調整区域である。土業看板を掲げる事務所は、町内見渡しても私しか居ない。家業を創業しこれまで支えてきた父も今年で79歳、そろそろ先を見据えた「道しるべ」をきちんと考えてもらいたいと、事業を引き継ぐ者として、男三人兄弟の次男としても期待するわけである。

今年に入り、いよいよ築50年、老朽化した事務所の移転新設を考えた。無論、父の所有してきたものである。私も49歳、自分自身の仕事への姿勢と、家業信用をより高めていく、これから20年を見通した策である。

場所は事務所前の道を挟んだ両親の自宅敷地の一角、280坪あるがその7割に松、そして柿、梅、サクランボといった果樹があふれ、庭石が散在する。道路付けと幅員が宜しく、今よりぐっと出入りが楽になり、駐車場も広く構えることができる。勿論、住

分離しようと当初検討した所有地があったが、来訪するお客様の「背中」への配慮から、大通り沿いには決して構える可からず、との祖父の教えを守り、移転新設は控えた経緯がある。

母には十分に説明し、母自身がオーナーになると資金調達までの了解を取り付けた。さすが蒲郡のガチャマン機織り会社から嫁ぎ出た母である、気風がいい。さあいよいよ父へ申し出る時が来た。この類の話はやはりみんなが揃った夕食、それも少しお酒が入った方がよかろうと好みのビールも用意した。

「実は事務所の移転を考えとる」「ほうそうか」「庭の一部をそうしようかと考えとる」「なにっ」「門までは動かさん、ここまでを借りて事務所を建て直したい」と手書きの図面を見せる。しばらくの沈黙があった。既にほろ酔いの赤ら顔だから、憤慨しているのかどうか分からぬ。でも明らかに気に入らない表情は伝わってきた。そこでこのことばが父の口から出たのである。

「おれの目の黒いうちは許さん、毎年実が生るのを楽しみにしとる、いかん」と。このことばを初めて直接聞いた、それも父の肉声で。助さん格さんのお決まり文句を彷彿とさせた瞬間だった。私は17年共に仕事をしてきた者として、賛成してくれるものだと踏んでいただけに、大いにずしんときた。

その後の食卓はなんとも重たく、果物にたどり着く間もなくお開きとなつたが、事務所の机にドカッと座り直し目を閉じると、「ひょっとすると、自分も将来同じことを言うかもしれん、おれの目の黒いうちは」と。

遺言作成支援の仕事がこの10年、本当に増えた。時には事務所で3時間かけて自筆遺言が出来上がるのを見守ることもある。さまざまな思いを胸に、将来の争続が起こらぬよう、遺言をつくりたいとおっしゃる、なんと素晴らしい決断か。仕事上の利益は如何ほどにしても、この仕事に関わる意味は極めて意義深い、そう思いながら、いつも遺言者に接している。

しばらく事務所の話題は控えている。父が後日、母に話したところによれば「まだ早い、おれがおらんと今が持たん、半ドンで引けるようになったら考える」と、私の身を心配してくれているそうだ。

完

大学生のための資格業ガイダンス（愛知学院）

広報部 山本 篤

日 時 平成30年5月28日(月)

正午～午後4時

場 所 愛知学院大学 名城公園キャンパス
AGALSタワー2階キャリアラウンジ前

出席者 川村 浩史広報部長
山本 篤部員



公認会計士協会、社労士会、司法書士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士会、弁護士会、弁理士会の8士業の名古屋自由業団体連絡協議会による「大学生のための資格業ガイダンス（愛知学院大学）」を5月28日に愛知学院大学名城キャンパスにて開催しました。キャンパス内のアガルスタワー2階、キャリアラウンジ前にて、各士業のブースを設置して学生に対応しました。ここ愛学大名城キャンパスは経営学部、経済学部など経済系の学部が設置されており大学側の担当も経営学部が対応されているとのことでした。このガイダンスも授業の一環としてとらえているようで、そのため学生も経営学部の在学生が中心でした。当会のブースには8名の来訪があり、熱心に話を聞いていただきました。

大学生のための資格業ガイダンス（名城大学）

広報部 水野 悠

日 時 平成30年6月12日(火)

午後0時20分～3時20分

場 所 名城大学天白キャンパス
共通講義棟北1階学生ホール



6月12日、名城大学天白キャンパス「大学生のための資格業ガイダンス」が開催されました。

本会からは川村浩史広報部長及び広報部次長の私が出席し、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、愛知県弁護士会、愛知県不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会東海会、日本弁理士会東海支部及び今回の当番会である東海税理士会の9士業団体が集まり、名城大学の学生さんへのガイダンスを行いました。

全ブースとも開始から途切れることなく学生さんが訪れ、本会ブースへも非常に多くのご訪問をいただきました。行政書士の仕事内容、試験内容といった点はもちろん、すでに試験に合格され今後の開業を含めた展望をご相談される学生さんも複数みえました。

業務の幅広さゆえにどのような業界出身で行政書士となられたとしても、その経験は必ず生きるものであるというお話はいつもさせていただくのですが、今回はより詳細な業務のお話もすることができたように思います。

他のブース終了後も、本会ブースのみ残してお話をさせていただく盛況ぶりとなり、行政書士の実態、業務内容及び他士業との住み分けがどのようにになっているのかといった点をより多くの方に知っていたくことのできる、非常に充実した機会となりました。

第24回自由業フレッシュマン・フォーラム10'

日 時 平成30年6月6日(水)

午後6時30分～9時

場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」

次 第

一、あいさつ

一、乾 杯

一、懇 談

一、閉 会



小澤修東海税理士会愛知県支部連合会長

第24回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

海部支部 神田 龍男

日 時 平成30年6月6日(水)

午後6時30分～9時

場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」



諸先輩の行政書士の皆様、はじめまして、平成29年10月に行政書士登録をしました神田龍男と申します。

この度、様々な新入士業の方々が集い、交流を高めるフレッシュマンフォーラム10'に参加致しました。

当日は梅雨に入ったばかりで雨が降っていましたが、名駅に近い場所での開催のため、ぬれずに会場に入ることが出来ました。

私は「皆まだ新人だから、ぎこちなくこの会合が

進められるのだろうなあ」とか「他士業の方々との交流だから、気後れするなあ」などと思いながら、受付を済ませテーブル席に向かいました。

すると、開会式前にもかかわらず、始まっているではないですか、名刺交換に、楽しい笑い声に、そしてその熱気に。私は、“ここで負けては元営業マンの名が廃る”という思いから自分のテーブル席の方だけでなく、隣のテーブル席の方、その又隣のテーブル席の方と名刺交換させて頂きました。

正直申しますと、その場で何を話したか、何を聞き出せたのか、今原稿を書いていても、思い出せていないのが現状です。記憶にあることは自己PRで、私が理系の大学出身であること、営業マン時代に建設業許可に興味を持ち行政書士を目指したことなど、およそ士業らしからぬ話ばかりをしたと思います。もうちょっと士業らしい話を交えたらと少々後悔しています。

時の経つのは速く、2時間半の交流会はあっという間にお開きとなり、帰宅する者、二次会に出向く者と分かれていきました。私も二次会に参加し、酒を酌み交わし、楽しい歓談をしました。

ここでも、時間は待ってくれないので、気がつけば2時間を過ぎようとしていました。私は次の日のことがあり、歓談途中でお開きにしてもらい、帰途につきました。

最後になりますが、このフレッシュマンフォーラムは3年以内の新入士業の交流、情報交換の場、そしてそれを今後の業務につなげようということが目

的としています。私もそうですが、行政書士の守備範囲は分かるものの他士業の守備範囲は分からぬことが多いです。このような交流会は、他士業の仕事内容を知るための場だと思いますので、年1回と

言わざに、春秋1回ずつなど数回あってもいいのではないかと、私なりの要望を書き添えて、報告を終わります。ありがとうございました。

第24回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

中央支部 清水 良枝

日 時 平成30年6月6日(水)

午後6時30分～9時

場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」



平成28年4月に登録をしました清水良枝と申します。第24回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加をさせていただきました。

まずははじめに役員の先生方、フレッシュマン・フォーラム10'にご尽力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

私は、ちょうど今年で3年目に入り、フレッシュマン・フォーラムに参加できる最後の年となりました。是非とも今年は参加したいと思っておりましたので、案内を頂くとすぐに申込みをいたしました。

交流の時間を十分にとれるようにとのご配慮からか、開会のお言葉も短めで、早速歓談がスタートし

ました。まずは同じテーブルの先生方と名刺交換をさせていただきました。その後は立食形式なので、自由に移動しながら、たくさんの先生方とお話をすることができました。

お互い新人同士という気楽さもあって、すぐに打ち解けられるのが、このフレッシュマン・フォーラムのよさでした。お互いが他士業の先生方と連携を図りたいと思っているため、自ずと話が盛り上がります。

私が他士業の先生方から受けた質問の中で最も多かったのが、「行政書士さんって業務の幅が広いですよね。どういうことをやっているんですか?」でした。許認可申請、外国人、遺言・相続などいろいろ話すのですが、他士業の先生方の興味を引くのはやはり許認可の話でした。企業にとって必要なこと、士業が携わることは、という話題から各士業の専門分野の話になり、お互いに知識を深めることができました。

会の終盤に差し掛かると、気の合う者同士が再び話に花を咲かせているようでした。終了後に仲良くなった者同士で二次会に行く様子もみられました。私は、あいにく主婦業もあるので、二次会はご遠慮させていただきましたが、このようにフレッシュマン・フォーラムは、末永くお付き合いができる仲間と出会える最高の催しです。私は、フレッシュマン・フォーラムで出会った先生方と今後も様々な情報交換をしていくつもりです。人脈は宝です。フレッシュマン・フォーラムに参加できて本当に良かったと思います。

平成30年度総務大臣表彰・日本行政書士会連合会会長表彰 表彰状授与式・日本行政書士会連合会定時総会

理事 牧野 昌浩

日 時 平成30年6月21日(木)

午前10時～午後5時

平成30年6月22日(金)

午前9時～9時30分

場 所 シェラトン都ホテル東京

港区白金台一丁目1番50号

出席者 連合会役員1名、代議員15名



平成30年度総務大臣表彰と連合会会長表彰の表彰状授与式がシェラトン都ホテル東京の地下2階醍醐の間で開催されました。愛知会からは本会会長でもある前田望会員が総務大臣表彰を、32名の会員が連合会会長表彰を受賞されました。

表彰状授与式終了後、日本行政書士会連合会定時総会が6月21日22日の両日にわたり開催されました。

連合会総会は単位会より選任された代議員によって、議案の審議が行われます。本年度の総会は、236名の定数に対して233名の出席で審議が行われました。愛知会からは、理事の中から15名が選任されました。

総会は太田副会長の開会のことばからはじまり、遠田会長のご挨拶、続いて来賓の奥野総務副大臣ほかのみなさまからご祝辞をいただきました。議長、副議長にはそれぞれ北海道会の大沼準会員と小林八重子会員が出席代議員より選任され、審議が始りました。

議題は

第一号議案 平成29年度事業報告

第二号議案 平成29年度決算報告

第三号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正
(案)

第四号議案 行政書士会館の日本行政書士会連合会の持ち分を譲渡する件(案)

第五号議案 平成30年度事業計画(案)

第六号議案 平成30年度予算(案)

の6本が上程されました。

連合会総会での審議も、愛知会の総会と同様に資料が事前に代議員に配られ、それに対する質問に執行部が回答する方法で行われました。提出された質問はすべての議案に対して全部で99寄せられ、第一号議案から順に執行部の担当役員などから回答がありました。本年の総会では、質問に対する再質問は質問者に限って1回だけ、かつ質問時間はわずか1分という慌ただしい時間配分にも関わらず、それぞれの代議員は鋭い再質問をしたり、意見要望を発表していました。連合会役員を務めている山田高嗣名誉会長も改正行政書士法対応委員長の立場で代議員からの質問に答えていました。

一日目は一括上程された第五号議案と第六号議案の再質問までで所定の時間となり、二日目に再質問の執行部からの回答から再開し、すべての議案が執行部提案通り承認され、審議が終了しました。総会の最後は山田高嗣連合会副会長の閉会のことばで締めくくりとなりました。

一日目の審議終了後は、日本行政書士政治連盟との合同懇親会が同じ会場で執り行われました。野田聖子総務大臣ほか各党の行政書士制度推進議連の会長や多くの国会議員も姿を見せ、会場は華やいだ雰囲気に包まれていました。

平成30年度 日本行政書士会連合会 中部地方協議会定時総会

愛知会理事 千田 久人

日 時 平成30年 6月 8日(金)

午後 3時30分～

場 所 ホテルグランヴェール岐山

参加会 愛知県行政書士会 石川県行政書士会

岐阜県行政書士会 富山県行政書士会

三重県行政書士会 福井県行政書士会



午後 3時30分より、岐阜市ホテルグランヴェール岐山において、日本行政書士連合会中部地方協議会の平成30年度定時総会が開催されました。日行連の山田高嗣副会長と、各単位会からは会長、代議員等57名の参加のもと、以下の議案が審議されました。

第1号議案 平成29年度事業概要報告の件

第2号議案 平成29年度決算報告承認の件

第3号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成30年度予算（案）承認の件

審議は順調に進み、すべての議案が可決承認され、定刻通り終了しました。その後、休憩をはさみ、あらかじめ出されていた、意見・要望書に基づいて質疑応答がなされました。「官公署からの業務委託について」、「特定行政書士制度について」、「国際業務について」、「行政書士法について」、「家庭裁判所との関係について」、その他にもいくつかのテーマについて、活発な意見の交換がなされ、各単位会の抱える問題や実情なども知ることができ、有意義な意見交換ができました。

終了後は懇親会へ場所を変えて、そちらでは他の会の先生方と親交を深めることができました。

愛知県行政書士会 平成30年度第68期定時総会

日 時 平成30年 5月 31日(木)

午後 1時～4時15分

場 所 キャッスルプラザ 4階 凤凰の間



平成30年度第68期定時総会が、愛知県知事 大村秀章様、法務省名古屋入国管理局局長 藤原浩昭様、公益財団法人暴力追放愛知県民会議専務理事 梶浦正俊様を始めとする関係団体の皆様、愛知県司法書士会副会長 松原弘樹様を始めとする関係士業の皆様、そして近隣行政書士会の皆様のご臨席を賜り開催されました。

会長からの平成30年度に向けてのあいさつの後、愛知県知事 大村秀章様、日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様、日本行政書士会連合会中部地方協議会会长 若林三知様に祝辞を頂戴しました。

暫時休憩の後、正副議長（議長：一宮支部 内藤広子会員、副議長：東三支部 三輪野正敏会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（碧海支部 岡田英紀会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（西北支部 森越靖会員）より説明がありました。

定足数の確認

平成30年 5月 31日現在の個人会員数2,945人

委任状を含んだ出席者数1,705人

(定時総会出席者数284人 有効委任状数1,421人)

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に一宮支部 佐藤 令会員、東三支部 芳賀宏行会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第1号議案 平成29年度事業経過報告

提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 平成29年度会計決算承認の件

提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 北館の解体処分（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第4号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件

第5号議案 平成30年度会計予算（案）承認の件

上記議案は一括上程され、両議案について提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第6号議案 平成31年度暫定予算（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

定期大会終了後、5時30分より、懇親会を開催しました。

総務省中部管区行政評価局 局長 若林成嘉様、飛島村長 久野時男様、愛知公証人会 会長 宮崎雄一様多くの来賓のご臨席を賜って開会され、来賓あいさつを総務省中部管区行政評価局 局長 若林成嘉様、愛知公証人会会长 宮崎雄一様に頂戴し、盛会のうちに閉会しました。

法務省：民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）

平成30年7月13日法務省民事局

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要

1 配偶者の居住権を保護するための方策について

配偶者の居住権保護のための方策は、大別すると、遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護する方策（後記(1)）と、配偶者がある程度長期間その居住建物を使用することができるようにするための方策（後記(2)）とに分かれています。

(1) 配偶者短期居住権

（要点）

ア 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合の規律

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

イ 遺贈などにより配偶者以外の第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合などア以外の場合

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、居住建物の所有権を取得した者は、いつでも配偶者に対し配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができるが、配偶者はその申入れを受けた日から6か月を経過するまでの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

(2) 配偶者居住権

（要点）

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させできることにする。

民法はこう変わる

⑤

～消滅時効(1)～

名城大学 法務研究科 教授 仮屋 篤子

今回は、先日の研修会でも取り上げました「消滅時効」です。消滅時効規定については、民法改正において、条文構造や法的構成などかなり大幅な変更があったと言えるのではないでしょうか。

民法（債権法）改正における消滅時効規定の改正

まずは、今回の改正でのポイントを整理しておきましょう。

- ① 職業別短期消滅時効の廃止
- ② 債権の一般的消滅時効期間の変更
- ③ 二重期間規定の採用
- ④ 時効障害の見直し

以下では、これらのポイントについてご説明いたします。

現行の消滅時効期間の根拠

そもそも現行民法の消滅時効規定の「期間の長さ」はどのようにして決まったのでしょうか？これについては、多数の先行研究があります¹。詳細はそちらに譲ることにいたしますが、実は、具体的な数字を決定した根拠というものは曖昧なようです。一番の根拠と言えそうなものは、諸外国の同様の規定でしょうか。例えば、旧民法（いわゆるボワソナード民法）においては当時のドイツ民法やフランス民法が30年の消滅時効期間を原則としていたことから、30年としていました。では、そもそもこの30年という数字はどこから来ているのかといえば、実にローマ法（テシドシウス2世の勅令により30年と定められた）からだということです²。ただ、さすがに旧民法定当时でも、取引が頻繁になり、取引によって生じる債権が早く確定しないと経済上ははなはだ不便であるとして、30年では長すぎるという意見が

出され、ベルギー民法草案やインド出訴期限法に倣って原則的な時効期間を20年と短縮する案が出されています。これがなぜ10年になったか、実はよくわかりません。帝国議会では、日本では火災が多いので20年も証拠を保持することは難しい、とか、それ以前に通用していた出訴期限規則が慣習として通用しており、これが最長でも5年であることからすると、20年は4倍に伸ばすことになるなどの批判がありました。10年に短縮する案は否決され、15年という修正動議が提案されこれが可決されていたのです。ところが衆議院の委員会最終日において、突如、債権10年、債権及び所有権以外の財産権20年という再修正動議が提出されこれが可決されて現行民法167条となったものです。

その他に、現行民法170条から174条までに、5年、3年、2年及び1年という短期の時効期間による消滅時効制度が、また現行商法522条には5年の商事時効の規定が設けられています。

現行民法170条から174条に定められた職業別（具体的には診療報酬や弁護士報酬、小売商品代金債権、旅館の宿泊料など）の短期消滅時効期間は、短期間で決済されるのが取引慣行であること、日常頻繁に少額の債権が発生する事例であり、受領証なども長期にわたって保管されることはないし、また、受領証が交付されないことも多いため、法律関係の早期の安定のために特に債務者を保護する必要性があること、定期給付債権では長く放置をしておいて一気に弁済を迫ると債務者を破綻に陥れる恐れがあること、などから、特別な時効期間が認められたものです。また、商事時効は、商人間ではより迅速な処理が要求されることから、特別な時効が定められました。

¹拙稿「原則的な時効期間概念の変遷」『現代私法規律の構造－伊藤進先生傘寿記念論文集』（第一法規、2017年）所収に紹介した各文献を参照。

²以降、民法定時の消滅時効史については、平野裕之「民法総則」〔第3版〕（日本評論社、2011年）543頁以下を参照した。

職業別短期消滅時効の廃止

このような経緯で規定された職業別の短期消滅時効制度ですが、現状として、理論的にも実務的にも様々な問題が指摘されていました（中間試案の補足説明67頁以下）。理論的な問題点としては、条文に具体的に列挙された債権とそれ以外の債権との間に合理的な区別があるのかどうかということ、実務的な問題点としては、債権ごとに職業別の短期消滅時効の該当性を確認する必要が生じるために煩瑣である上、当該債権に職業別の短期消滅時効の規定の適用があるのかどうかが不明確である場合が少なくないということです。これらの問題点を踏まえて、制度としての合理性を欠く上、実際上も支障が生じているとして、これを廃止する考え方（部会資料31第1、1(1)）が取り上げられたところ、廃止するということについては特段の異論は示されませんでした。

しかし、問題となったのは、時効期間をどれくらいにするかです。これらの職業別の短期消滅時効が適用される債権のうち相当多くの部分には、これまで1年から3年の職業別の短期消滅時効の規定が適用されていたため、これを廃止して時効期間の単純化・統一化をはかる際には、現状よりも時効期間が長期化することが懸念されたためです。

法制審議会ではまず、諸外国の傾向に合わせて時効期間を一般的に短くする方向にすること（部会資料14-2 8頁以下）、また、職業別の短期消滅時効が適用されていた債権について、大幅に時効期間が延長されることを望ましくないこと、企業実務的には書類保管期間の短縮すなわち債権管理の負担の軽減が重視されること（第74回議事録5頁 大島委員、中原委員発言など）などから、現行の10年の時効期間を短縮する方向が認められました。その上で、具体的な時効期間を何年とするかについては、経済界においては、現在は商事債権の5年を基本とする債権管理の実務が定着していること（第74回議事録5頁 大島委員、中原委員発言など）から、5年という期間が採用されました。原則的な時効期間を短縮することについては、強い反発があったのですが（第74回議事録6頁 岡田委員発言）、この点は、主觀的起算点を採用することにより克服しうると説明されています。すなわち、債権者が権利行使の現実的な可能性を認識しない限り主觀的起算点からの短期の

時効は進行しないのであって、現状よりも時効期間を単純に短期化するものではないといえること、また、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効との比較という観点からは、債権者が権利行使の現実的な可能性を認識してから5年間は権利行使の機会が確保されている点で、債権者の保護は十分に図られていると見ることもできること、などです（部会資料69A 2頁）。

また、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権のように、不法行為構成を採用した場合の時効期間が短いために、債務不履行構成を採るメリットがあると指摘されている類型の債権については、現行制度よりも実質的に時効期間が短期化し、債権者の保護が後退するとの懸念が指摘されていることから、生命・身体等の侵害による損害賠償請求権について、特則を設けることで対処することとしました（部会資料63 9頁）。

そして、最終的に以下のように改正民法166条（債権等の消滅時効）、同167条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）、同724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）、同724条の2（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）の規定が定めされました。

（債権等の消滅時効）

第166条

- (1) 債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。
 - 1 債権者が権利行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 2 権利行使することができる時から10年間行使しないとき。
- (2) 略
- (3) 略

（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

第167条

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とある

のは、「20年間」とする。

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第724条

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 1 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 2 不法行為の時から20年間行使しないとき。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第724条の2

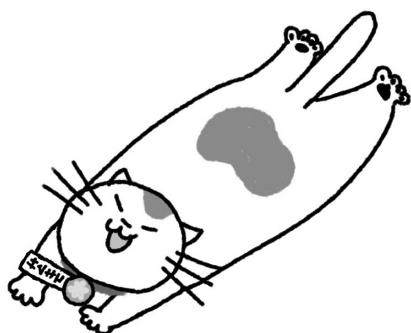
人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。

商事消滅時効との関係について

現行商法522条は、商行為によって生じた債権の

早期決済という趣旨から、権利行使することができる時から5年間の短期消滅時効の特則を置いています。そのため、原則的な消滅時効の改正との関係が問題となります。すなわち、商行為によって生じた債権についても、今回の原則的な消滅時効の改正によって、現行商法522条の特則としての存在意義は乏しくなりますし、また、現代では商事債権に限らず一般の債権についても法律関係の早期安定の要請が高まっていることに加え、同条については、従前から適用範囲が不明確であるという問題も指摘されていました。そこで、今回の民法改正に伴って現行商法522条を削除し、商事債権についても民法の原則的な債権の消滅時効に関するルールを適用することが考えられるとし（部会資料69A 10頁、部会資料80-3 1頁など）、最終的な要綱案にその旨の記載がなされました。

今回は、時効規定の改正の経緯や期間の決定についてのご説明のみとなりましたが、次回は、より具体的に時効障害や起算点についてご説明いたします。その際、先の研修会でご質問いただいたことなどを踏まえての説明ができればと思います。次回もお付き合いください。



外国人労働者の労働問題

弁護士 西山 一博

1 2016年末現在、日本に在留する外国人は、238万2822人とされているところ、愛知県は、22万4424人で、全国2位です。東京都が、50万0874人であることからすると、人口比率で考えた場合に、愛知県における在留外国人の数は、かなり多いといえます。

全国における国別的人数を比較しますと、1位が中国の69万5522人、2位が韓国で45万3096人、3位がフィリピンで24万3662人、4位がベトナムで19万9990人、5位がブラジルで18万0923人となり、6位以下は5万人前後であることから、この5カ国が多いといえます。

これに対して、愛知県における国別の1位は、ブラジルの5万1171人で、これは全国で1位の数であるとともに、全国の約3割のブラジル人が愛知県に在留していることになります。また、静岡県が2万6565人、三重県が1万2445人、岐阜県が1万0381人であることから、東海地区のこの4県を合計すると10万人を超えており、全国の半数以上のブラジル人がこの地区に在留していることになります。

愛知県は、製造業が盛んな地域であり、製造業などに従事するブラジル人をはじめとした外国人の数が多いといわれており、これが上の統計にも顕著に表れているといえます。

(なお、フィリピン人の方も、3万3390人で、東京都を若干上回って全国1位であり、近年は、両国間の経済連携協定に基づき、フィリピンからの看護師・介護福祉士の受け入れも増加していることから、この意味での労働者も増加しています。)

2 近年、日本に在留する外国人労働者は急増していますが、その主たる要因は、技能実習生、アルバイトで働く留学生等、本来は労働者の受入を目的としない制度によって入国した人々の増加といわれております。技能実習制度では、日本の技術の海外移転という名目上の目的によって、原則として職場移転の自由が認められず、その結果、雇主に指示・方針などに従わざるを得ない状況や、最低賃金法などの諸法令に反する労働環境の実態が多くみられます。

こういった社会的な実態と、土業である、われわれがどのようにかかわるべきかは非常に重要な課題であると思います。

3 外国人労働者からの相談を受けて、法違反などがある労働実態に関して、なんらかのアクションを起こすか否か検討し、アドバイスをしたり、依頼を受けることがあります。

また、顧問先などの中小企業からの相談を受けて、外国人労働者との間の問題に関して、アドバイスをしたり、依頼を受けることもあります。

労働者側からの相談はもちろん、企業側からの相談の場合にも、コンプライアンスの観点から、人権侵害などの反社会的な実態を追認せず、むしろ解消しながら、依頼者の利益にもかなうアドバイスなどを行う必要があります。これは、ときに、かなり困難を伴うことでもあります。どの業種でもお客様を尊重し、お客様の利益を害さないようにするのは当然だからとの理由のもと、ただ追認して進めていくことは、長い目でみて依頼者の利益になるものではなく、ある意味において「手を抜いた」処理なのかもしれません。

4 外国人労働者からの相談としては、労働災害の問題をよく受けます。

いわゆる労災とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡として、業務災害（労働者災害補償保険法第7条1項1号）に該当する場合となります。「業務災害」として認定される要件としては、業務に内在する危険有害性が現実化したこと（業務起因性）、及びその前提として、労働者が使用者の支配下にある状態（業務遂行性）にあることがあげられます。

労災に該当すれば、仮に会社側が労災に加入していなかった場合でも、補償を受けることができます。

したがって、労働者が、労災に加入していないから補償を受けられないという誤解をしている場合に適切なアドバイスをする必要があります。

5 会社側から相談を受けた場合にも、労災に加入

しているのであれば、労災隠しなどをせず、適切に手続をとり、補償が受けられるようすべきです。

いわゆる労災があった場合にも、会社に安全配慮義務違反などの責任がなければ、民事上の賠償責任はありませんので、会社は、労災認定があつたことのみで、会社に賠償義務があることを意味するものではありません。

他方、安全配慮義務違反などの責任があるという場合には、治療費、休業損害、慰謝料などの損害賠償義務があることになりますが、労災からの補償額については重ねて会社側が支払わなくてはならないわけではないので、まずは、労災からの補償を受け、それを超えて会社に賠償義務がある場合に、その超える金額について賠償することになります。このため、労働者側にも過失がある場合などにより、過失相殺後の賠償額が労災からの補償金額を超えないければ、会社は労働者に支払う必要はありませんし、労災から求償されることもありません。

会社が労災に加入していない場合、会社に一定のペナルティがあり得ますが、それでも、労災隠しなどをせず、労働者への適切な補償が得られるようにしたうえで、適正化をすべきです。この件に限らず、私は、常日頃、「人は失敗に上塗りや隠蔽をしたときに、周りの人は手助けしてくれなくなるものだ」と思っており、このことを自分自身や依頼者の方々の問題にあたるときのモットーにしています。

6 会社側からの相談として、外国人労働者の文化などの違いにより、社内や社外の人とのトラブルになっているという問題も、これまでに複数件受けております。

社内のケースといえば、従業員どおしでのトラブルや、パワハラなどの問題、社外といえば、お客様とのトラブルや、社宅の近隣の人とのトラブルなどがありました。

これらの問題も、外国人であることで法的な結論などがかわるわけではありませんが、問題の背景に、差別の問題や、文化の違い、あるいは日本語能力の問題などがあることは少なくなく、法的な検討はもちろんですが、それ以外にも背景の問題や原因にも配慮しつつ、適切な解決がなされるよう考えていく必要があります。

複数世帯の外国人労働者が暮らす社宅で、その国の料理に使う食材の匂いが、近隣住民にはなじ

めず、料理をやめさせるよう、近隣住民から会社に対して要求があったというケースもありました。近隣住民の気持ちもわからなくはないのですが、文化の違いによるものであり、また日本人にたとえるならば、海外に居住して醤油を使うことを禁じられるようなもので、外国人側にとってもやめるのは難しいことです。時間帯に配慮したり、少しでも匂いを軽減する方法によるなどするとともに、近隣住民への理解を求め、解決を図りました。完全に理解してもらえたわけではありませんが、どうにか一定の解決に至ったものと思っております。

7 社会保険などの福利厚生の問題の相談も、少なくあります。

外国人であっても、要件をみたせば、社会保険に加入しなくてはなりません。しかし、未加入の状況にあることは少なくなく、また、外国人労働者側にとっては、社会保険による直接的な利益だけでなく、社会保険に加入していることが安心感や、ときにステータスになっていることも少なくないため、加入を望む人も多くいます。会社にとっては、直接的な損益だけではなく、長い目、あるいは大きな視点でみた利益や、良好な職場環境であることによる会社の成長などもふまえ、適切なコンプライアンスに努める必要があると思います。

8 そのほか、労働問題に限っても、残業代、配置転換、解雇など、様々な種類の問題についての相談があります。

在留資格を得た後にも、フォローすべき問題はあり、その際に、われわれ士業として、適切な対応が求められ、また存在意義があるものと感じております。

部長さん聞けみよう

本会の常務理事の皆さんは、各業務部の部長さんとして様々な取り組みをされています。

「部長さんに聞いてみよう！」は、各部の部長さんにその部の活動内容や今後の取り組み、抱負などインタビューしながら、愛知県行政書士会の活動に「自然と詳しくなる」コーナーです。



(子安幸代法務部長)

川村：それでは、「部長さんに聞いてみよう！」も第6回という事で、今回は法務部を担当している子安幸代部長にお越しいただきました。よろしくお願ひいたします。

子安：よろしくお願ひします。

川村：では順番に、各部の業務内容から毎回お聞きしているんですが、法務部というと堅いイメージで捉えられがちだと思いますが、どのような業務をされているか簡単に教えて下さい。

子安：はい。法務部では、会則、規則等の改正や整備の他、本会入会時に配布させていただいている行政書士関係法令、諸規則集の整備と発行が主な業務となっています。この他に年2回新入会員のみを対象とした研修会を担当しております。

川村：何かと会務を運営していく中で、規則上どうなのかとか、各部長からも相談するという事もあるのではないかと。

子安：そうですね。大きな規則の改正だけでなく、細々とした点についても確認していますし、会員の方からの照会にも応じています。理論的な裏付けを取った回答案の作成も行っています。

川村：それは非常に重要な業務ですね。昨年度から本年度にかけて改正された規則などについて教えて下さい。

子安：はい。私が法務部を担当させていただいてから、運輸交通部と共同で「愛知県行政書士会封印管理委員会規則」の新設をしました。また「愛知県行政書士会業務等報告及び統計に関する規則」の一部改正を行いました。

川村：こちらは現在、毎年出していただいている業務報告を停止している状態という事ですね。

子安：そうですね。日行連に必要とされている統計については出していくという形になります。

川村：会員さんにしてみると、毎年年末年始にかかる手間が緩和されることになったわけですね。

子安：そうですね。会員さんの毎年の負担が少し軽くなったという事だと思います。

川村：他にはどうでしょうか。

子安：もう一つ、総務部と一緒に「愛知県行政書士会役員推薦規則」の一部改正についても行いました。

川村：実際の変更点については、話が長くなりますか。

子安：非常に細かくなってしまうのですが、推薦委員の方々が時系列として動きやすくなっているとは思います。今までの流れだと時間的な制約が厳しいので、しっかり期間を取って推薦委員として活動できるように改正を行いました。

川村：規則上の時間の流れを見直して整理したという考え方でいいですか。

子安：そうだと思います。

川村：法務部の大きな活動として、新入会員向けの基礎研修もあると思います。それについても教えて下さい。

子安：年2回行っているんですが、昨年度から専門業務部の部長さんにも来ていただいて、一コマを長く設定しました。特にお話しいただいているのが、「どのように仕事を一から取ったか」ですか、「どのような気持ちで仕事に臨んでいるか」という事です。非常に皆さん熱心に熱く語りかけていただいています。受講

部長さんに聞いてみよう

された会員の方も、熱心に質問したり、終了後の名刺交換など、つながりをつくっている感じを受けます。内容については、午前の部はコンプライアンスについてトラブルの実例を交えての講義、午後の部では特定行政書士や行政書士ADRセンター愛知、政治連盟、コスマス成年後見サポートセンターの必要性についての講義と各業務部の業務内容や活動内容についての講義をそれぞれの担当役員が講師を務めています。

川村：新入会員さんにとっては、最初のイメージが大事というか、そこで初めて内容に触れるような業務もあると思いますので、非常に大事ですね。

子安：気持ちの面も大事ですし、かなり具体的な事に踏み込んで講義もされているので、実際に業務開拓につながったという声もいただいている。

川村：規則改正や、基礎研修にしても、日頃会員さんにはその動きが見えにくいけれども実は多くの活動を行っているのが法務部ではないかと思います。今後特に力を入れていきたいテーマを教えて下さい。

子安：綱紀委員会規則をはじめ、各種委員会規則をできれば一括で改正整備していきたいという野望があります。川村：大きな方向性としてはどのような改正でしょうか。

子安：各種の委員会が、その時々の必要性があって立ち上がっているわけなんですけれども、規則だけで見ると役割分担の認識がしにくい現状があるのではないかと思っていて、私が分かっていない経緯もあると思うんですけれども、整備していかねばと。

川村：それぞれの規則が同時にできたわけではないですし、内容が食い違うまではいかないけれども、統一感がない部分はあるかもしれませんですね。

子安：綱紀委員会規則を中心に相互を意識した内容にすると、しっかり定まってくると思います。

川村：その役割こそ法務部でやらないと、他ではできないですね。ありがとうございます。

毎回各部長さんに恒例で、趣味や息抜きなどをお聞きしておりますが、休日にはどんなことをされているんでしょうか。

子安：ペットと一緒に過ごして癒されているくらいですね。猫一匹とミニチュアダックスを3匹飼っていますので、普段は一緒にいられる時間が短いのでお休みの時はできるだけ一緒に過ごすようにしています。ですが、ミニチュアダックスなのにミニチュアじゃない状況になっていて、すごい大きいんですね。一番小さい子でも5キロとか6キロとかになるので、洗う時なども汗だくですね。

川村：意外と重労働ですね。

子安：あと会話もします。

川村：会話。こちらが話かけるのは分かるんですが、相手もですか。

子安：私が二役やります（笑）。

川村：二役なんですね。普段からのお話がうまい感じはそのあたりでトレーニングされているのでしょうか。

子安：そんなこともないですけど、そんな風に遊んでいます。相手もこっちを見ていて、結構性格の違いなんかを感じますよ。それを感じてこっちの話し方も変わるんです。人間でもそうだろうなと思って勉強になるというか。

川村：ちゃんと性格を読み取った（二役の）声をやっているんですね。なんか楽しそうですね。仕事にも役立つている気がしてきました。それだけご自宅に大きな癒しがあれば会務が厳しくても、頑張っていただけそうですね。

子安：そんな事でもないですけど。

川村：今後ともよろしくお願いします。今日はありがとうございました。

子安：ありがとうございました。

（聞き手 川村浩史広報部長）

注）この記事は7月3日時点のインタビューをもとに編集・再構成しています。



（法務部会開催風景）

お知らせコーナー

重要

会報9月号

会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会 総務部

1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましても、前年度より従来の冊子配付からホームページでの掲載に変更しております。

(1) 掲載日 平成30年9月5日（予定）

(2) 掲載場所 本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿

2 冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX（052-932-3647）または郵送にてお申し込みください。

お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、数に限りがございますので、無くなり次第受付を終了いたします。

予めご了承ください。

(1) 配付時期 平成30年10月上旬（予定）

(2) 配付方法 郵送（送料は会員負担）

平成30年度会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

_____ 支部

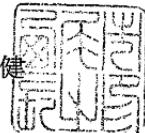
会員名

（会員番号【3～4桁】： _____)

西 農 号 外
平成 30 年 6 月 8 日

愛知県行政書士会会長 様

西尾市長 中 村 健



西尾農業振興地域整備計画変更による受付の休止について（通知）

日頃は西尾市の農業行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では西尾農業振興地域整備計画の変更を平成 30 年度・31 年度の 2 ヶ年で見直しを実施し、平成 31 年 12 月に完了する予定です。

このため、毎年 2 月、5 月、8 月、11 月のそれぞれ 5 日締切にて、受付を行っている農用地利用計画変更の申出は、平成 31 年 2 月から平成 31 年 11 月までの期間、一切受理できませんので、平成 30 年、31 年中に計画されている案件がありましたら、平成 30 年 11 月 5 日（月）までに農用地利用計画変更申出をしていただく必要があります。

休止後の受付の再開は、平成 32 年 2 月 5 日（水）締切りの予定です。

恐れ入りますが、上記内容につきまして、会員各位へのご周知をお願い致します。

なお、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

※農業振興地域整備計画変更とは、整備計画の策定後、概ね 5 年毎に実施する総合的な農業振興地域整備計画の見直し業務です。

【連絡先】 ☎ 445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22
西尾市役所 産業部農林水産課
農地担当 ☎ 0563-65-2134 (ダイヤルイン)



30小農第522号

平成30年7月24日

愛知県行政書士会長様

小牧市長 山下 史守



小牧市農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地利用計画
変更申出（農振除外申出）にかかる受付停止について

平素は、市行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農業振興地域整備計画を5年ごとに見直しを行っています。前回から5年経過するため平成31年度に計画見直しを行います。

この計画見直しに伴い農用地利用計画変更申出（農振除外申出）の受付を下記のとおり停止しますので、ご承知おきくださいようお願いします。

農振除外申出を申請する場合は、平成31年2月8日（金）までに手続きをお願いします。

受付停止後の再開は、平成32年2月を予定しています。

なお、農振除外申出の手続きをする際は、土地対策会議での審議が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

記

受付停止期間 平成31年3月～平成32年1月



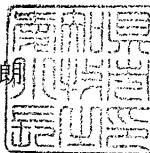
(問合せ先 小牧市農政課 農地係 電話:0568-76-1132)

30小農第522号

平成30年7月24日

愛知県行政書士会
尾張支部長 様

小牧市長 山下 史守



小牧市農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地利用計画
変更申出（農振除外申出）にかかる受付停止について

平素は、市行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農業振興地域整備計画を5年ごとに見直しを行っています。前回から5年経過するため平成31年度に計画見直しを行います。

この計画見直しに伴い農用地利用計画変更申出（農振除外申出）の受付を下記のとおり停止しますので、ご承知おきくださいようお願いします。

農振除外申出を申請する場合は、平成31年2月8日（金）までに手続きをお願いします。

受付停止後の再開は、平成32年2月を予定しています。

なお、農振除外申出の手続きをする際は、土地対策会議での審議が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

記

受付停止期間 平成31年3月～平成32年1月

(問合せ先 小牧市農政課 農地係 電話:0568-76-1132)

ライブラリ研修動画一覧

(平成30年7月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○
6		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○
7		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○
8		398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）について	×
9	建設環境部	441	H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
10		449	H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
11		472	H25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
12		474	H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
13		494	H26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
14		498	H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
15		500	H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
16		512	H27. 3.20	建設業許可と経審について（大臣）	×
17		513	H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
18		514	H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
19		515	H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
20		518	H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
21		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
22		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
23	運輸交通部	357	H23. 1.26	倉庫業について	○
24		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
25		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
26		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
27		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
28		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

お知らせコーナー

	部	番号	年月日	内 容	オンデマンド研修用
29	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○
30		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○
31		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○
32		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○
33		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○
34		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○
35		509	H26.12.25	はじめての国際法 1	○
36		510	H27. 2.18	はじめての国際法 2	○
37		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○
38		521	H28. 1.28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日1/28	○
39		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○
40		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○
41		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○
42		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○
43		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○
44		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会（永住許可申請について、パスポートの見方）	○
45	土地利用部	374	H23. 8.23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
46		442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
47		451	H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○
48		461	H25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街区調整区域の話	○
49		489	H26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○
50		493	H26. 7.24	愛知県における開発許可等	○
51		502	H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○
52		507	H27. 1.19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○
53		516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
54		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○
55		527	H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○
56		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○
57		533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識～行政書士ができる空き家対策～	○
58		538	H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○
59	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
60		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
61		473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○
62		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×
63		499	H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○
64		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	×
65		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○
66		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○

ライブラリ研修申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申込者	氏名		
	支部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号	TEL () -	
	メールアドレス	FAX () -	

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成○年○月○日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡
いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/
の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 每月第一水曜日

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 每月第二水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成30年9月19日(水)

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 每月第一水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

平成30年9月1日

会員各部

建設環境部
運輸交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立（法人登記以外）に限定】

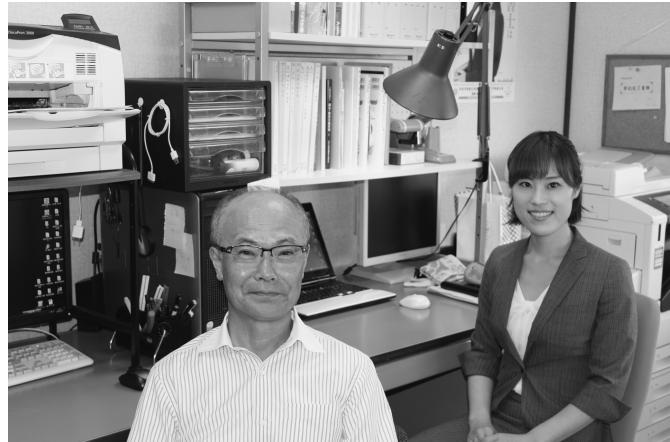
支 部		会員番号	
氏 名			
開催日	月 日 ()	電話番号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

会員訪問記

海部支部：富田 規靖会員

会報委員 岩井 実



日本のある地域では40℃にも迫るような気温が観測された猛暑の7月19日に、海部支部の大先輩である富田規靖会員の事務所へ訪問させていただきました。富田会員の事務所はのどかな田園風景が広がる地域にありますが、名古屋港に近いこともあり、最近では海外へ自動車を輸出するための一時保管場所としての土地利用が増加しており、周りの雰囲気も変わりつつあるようです。

富田会員は平成8年11月に行政書士登録され、土地家屋調査士の資格も持っていることもあり、業務のほとんどが、農地転用や開発許可の申請手続きとのことです。

開業当初は不動産屋への営業や会合へ参加することによって依頼された、調査士の仕事が多かったようですが、一つの業務を丁寧に完結させることで依頼者の信頼を得て、それが次の仕事に繋がり、徐々に農地転用や開発許可申請など行政書士の仕事を紹介してもらえるようになっていったとのことです。

他の事務所での補助者の経験もなくいきなり開業したため、相談の多かった農地転用や農振除外の手続きについても知らないことばかりで、最初のころは夜も眠れずに大変苦労されたようです（今では、役所の担当者の入れ替わりが早いこともあり、逆に教えるほどになったようですが！）。それでも、同じ支部の諸先輩方に相談をして業務を完結させてい

った話を伺い、インターネットで詳しく調べることができる今の時代で良かったとつくづく感じました。

また、業務を受けるときに、許可の見込みがない又は可能性が極端に少ないとには、依頼者に迷惑が掛からないように、中途半端に受けずに毅然と依頼を断ることを心掛けているとのことです。

今後についてお伺いすると、今年からご息女が行政書士登録をされていますので、今後は今まで培った人脈やノウハウを絶やさぬよう伝えたいと大変嬉しそうに仰られていたのが、とても印象的でした。

最後に私と富田会員との縁は、私が登録したてのまだ右も左もわからない時期に開催された支部研修旅行のときに、行政書士の業務のことや相性の良い資格のことなど様々なことについて、いつもの明るいキャラクターで親切に面倒を見ていただいたことから始まります。この日のことがあったおかげで、支部や本会で顔が広がり、今日まで行政書士を続けてこれたと密かに感謝しています。

また、今回の会員訪問記の取材に関しても、急なお願いにもかかわらず快くお引き受けいただき本当にありがとうございました。

各支部 研修会 の ご案内

岡崎支部主催研修会のご案内

1. 研修会タイトル：株式会社設立時の定款作成業務についての研修会
 2. 開催日時：平成30年10月12日(金)
午後2時～4時まで、受付開始：午後1時30分
 3. 研修会場：岡崎市図書館交流プラザりぶら 1階 103会議室
(所在地 岡崎市康生通西4-71)
 4. 研修内容：株式会社設立時の定款作成業務
 - 定款作成について
※一般的な定款内容の再確認及び依頼者の意向に沿う内容への変更等
 - 定款認証後～会社設立までの流れについて
 5. 講師：岡崎支部 増田 尚也
 6. 資料：当日配付（無料）
 7. 定員：30名（先着順）（補助者も可）
 8. 申込方法：9月30日（日曜日）までに下記申込書に必要事項を記入のうえ
担当者 増田のFAX（0564-64-0412）又は
メール（touki_n202@eagle.ocn.ne.jp）までお申し込みください。
- ~~~~~

10月12日開催の岡崎支部 株式会社設立時の定款作成業務研修会申込書

支部名：	氏 名：
T E L :	F A X :

補助者のみでご参加の場合は、事務所名を氏名欄に併記願います

岡崎支部主催研修会のご案内

1. 研修会タイトル：建設業許可業務（経営事項審査業務の基礎）研修会
2. 開催日時：平成30年11月22日(木)
午後2時～4時まで、受付開始：午後1時30分
3. 研修会場：岡崎市図書館交流プラザりぶら 1階 103会議室
(所在地 岡崎市康生通西4-71)
4. 研修内容：建設業許可業務（経営事項審査業務）の基礎知識について
(注 これから経営事項審査業務を扱いたい先生など、初心者向けの内容です)
5. 講師：岡崎支部 米村 篤史
6. 資料：当日配付（無料）
7. 定員：30名（先着順）（補助者も可）
8. 申込方法：11月8日（木曜日）までに下記申込書に必要事項を記入のうえ
担当者 米村のFAX（0564-71-0032）又は
メール（yone@yonemura-office.com）までお申し込みください。

11月22日開催の岡崎支部 建設業許可業務研修会申込書

支部名：	氏 名：
T E L :	F A X :

補助者のみでご参加の場合は、事務所名を氏名欄に併記願います

支部だより

名古屋
支部

平成30年度 定時総会

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成30年 5月26日(土)

午後 4 時

場 所 名鉄ニューグランドホテル 7階椿の間

出席者 112名 (会場出席者49名、委任出席者63名)



平成30年度の名古屋支部定時総会は、昨年に引き続き名鉄ニューグランドホテルにて開催されました。

牧野昌浩支部長の挨拶で始まり、本会の竹田副会長のご挨拶と続き、議長には竹内弘幸会員が選出され、議事が進行していきました。

- 第1号議案 平成29年度活動報告
- 第2号議案 平成29年度収支報告
- 第3号議案 平成30年度活動方針案
- 第4号議案 平成30年度予算案
- 第5号議案 役員推薦委員推薦の件

以上の議案が上程され、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

総会終了後は懇親会が開催され、赤松広隆衆議院副議長をはじめ、多くの来賓の方々に参加していました。会員相互の親睦も深めることができ盛会のうちに終了しました。

昭和
支部

日帰り親睦旅行

会報委員 松葉 豪

開催日 平成30年 6月23日(土)

場 所 四日市コンビナート

テーマ 『四日市コンビナート夜景クルーズ』

参加者 18名



今年の日帰り親睦旅行は夜の四日市コンビナートを海から見ることで、夜景クルーズに行ってきました。

午後3時に近鉄名古屋駅に集合しましたが、当日は雨。しかも土砂降りでした。しかし、近鉄四日市駅に着いて食事会をしている間に雨はやみました。

午後7時にクルーズが開始され、100名以上が乗船できるクルーズ船に乗り込み、北から南へ、第3コンビナートから第1コンビナートまで90分かけて巡りました。夏至に近いということもあり、クルーズ開始時間にはまだ薄暮の状態でしたが、30分ほどたつとすっかり夜になりました。

コンビナートの灯もさることながら、大型のLNGタンカーやケミカルタンカーも停泊しており、案内役の方の軽妙なトークも相まって美しい夜景を堪能できました。

〇
岡崎
支部

平成30年度 定時総会開催

会報委員 伊東 毅

日 時 平成30年5月26日(土)
午前10時30分～11時30分
場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室
会員総数 200名
出席者数 148名
(内訳 当日出席26名 委任状122名)



平成30年度の岡崎支部定時総会が開催されました。司会を務める竹田雅彦副支部長の開会の辞で始まりました。

澤入敏治会員が議長に指名され、議事に入りました。片桐政勝幹事から平成29年度の会務の報告がありました。行政と連携した新たな取組みとして、岡崎市在住の外国人からの在留許可、家族の呼び寄せ等の相談に対して専門的なアドバイスを行う「国際相談会」を岡崎市国際交流協会(OIA)と協力して昨年10月にスタートさせたことや、今年の3月に岡崎市住宅課空き家対策班主催の「空き家セミナー」において、一般市民向けに空き家を処分するための遺産分割協議について解説し、セミナー終了後にはたくさんの個別相談を受けたことが報告されました。前田晋作幹事からの決算報告の後、黒野晃司会計監事から監査結果報告がなされました。

島津達雄支部長から平成30年度の事業計画案と予算案が報告されました。具体的な取組みとして、公益活動として支部会員が、岡崎市空家等対策協議会委員、岡崎市成年後見支援センター運営委員、岡崎市固定資産評価審査委員会委員長、岡崎市国際化推進委員会委員等に就任し、あわせて空家所有者調査業務、岡崎市国際交流協会相談会の相談業務を受託したことが報告され、それぞれ可決承認されました。

その後来賓である愛知県行政書士会会长代理の長瀬紀美子副会長から祝辞を頂きました。

以上、平成30年度の定時総会は終了しました。

総会後の懇親会は、片桐政勝幹事が司会を努め、松野敏相談役の乾杯の発声に続いて、内田康宏岡崎市長はじめ顧問の方々から祝辞を頂きました。

レストランの美味しい食事と共に和やかな雰囲気の中、会員同士の親睦を深めることができました。松井太相談役による締めの挨拶と松野敏相談役による一丁締めで、懇親会は盛大に終了しました。

〇
中央
支部

平成30年度第1回土地 利用業務部会研修会

会報委員：戸加里 邦子

日 時 平成30年6月5日(火)
午後6時～8時
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
講 師 本多 証一会員(中央支部)
テーマ 『市街化調整区域の建物の建築』
出席者 23名



中央支部の平成30年度第1回土地利用業務部会研修会は、本会土地利用部部長としてご活躍の当支部本多証一会員に「市街化調整区域の建物の建築」についての講義をしていただきました。

より実践的なお話をしたい、という事で「都市計画法開発許可の手引き」と「愛知県開発審査会基準」の特に知っておきたい条文をピックアップし、それについて実際に本多会員が経験した具体的な内容を板書を交えながら説明して下さいました。愛知県の市街化調整区域の線引きの日である昭和45年11月24日を覚える事は必須である事に始まり、愛知県内でも6市は運用基準において独自の審査基準を持っていいる事、登記簿謄本を確認する場合には地目だけでなく登記受付年月日も必ずチェックする事等、多岐に渡る内容で、初心者の方にもベテランの方にも大変参考になったと思います。

「愛知県は市街化調整区域に住んでいる人口が最も多い県、つまりビジネスチャンスがあるのだから会員の皆さんにより多く土地利用業務に興味を持つていただきたい」と冒頭で本多会員が仰っていました。実際に土地利用業務を主にしている会員は多くはないので、この研修をきっかけに取り組んでいただけたら幸いです。

〇
名古屋
支部

支部常設無料 相談会（6月）

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成30年 6月19日(火)
午後1時～4時
場 所 名古屋市中村生涯学習センター 1階ロビー
相談員 飯田 徹会員、鬼頭 誠会員
件 数 4件



6月19日(火)名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センター1階ロビーにて行いました。

6月の相談内容としては、不動産に関する相談が1件、契約に関する相談が1件、贈与に関する相談が1件、起業に関する相談が1件ありました。

また今回、同時刻に2階会議室にて今年度（7月以降）の支部常設無料相談員の全体の打合せも行いました。

〇
名古屋
支部

支部常設無料 相談会（7月）

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成30年 7月17日(火)
午後1時～4時
場 所 名古屋市中村生涯学習センター 1階ロビー
相談員 鬼頭 誠会員、佐々木 健一会員、
原田 泰輔会員
件 数 1件



7月17日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

今回、遺言執行についてのご相談が1件ありました。相談の予約は2件ありましたが、連日の猛暑の影響もあってか、もう1件の方はいらっしゃいませんでした。

法務省：民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）

平成30年7月13日法務省民事局

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立しました（同年7月13日公布）。

民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされてきませんでしたが、その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていました。

今回の相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれています。このほかにも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目を盛り込んでおります。

知多
支部

研修会

知多支部 羽村 房雄

日 時 平成30年6月5日(火)
午後2時～4時
場 所 アイプラザ半田 2階 第2会議室
講 師 知多支部 幾世 偉久会員
テーマ 『行政書士のための社会保険の基礎知識』
出席者 15名



6月5日、アイプラザ半田にて、平成30年度知多支部研修会が開催されました。講師に知多支部の幾世偉久会員をお迎えして「行政書士のための社会保険の基礎知識」というテーマでご講義いただきました。

前半の講義では、始めに社会保険制度についてお話しいただき、社会保険制度のしくみ、社会保険の体系と種類（制度別・職業別）について、わかりやすくご説明いただきました。

平成27年10月から年金受給に必要な資格期間が10

年に短縮されたとのことでした。

給与収入がある場合の年金受給額がそれぞれのケースに応じて年金が減額調整される説明がありました。70歳以上の場合、65歳以上と同様に、減額調整が行われることと、年金の支給停止を回避する方法についても紹介されました。また、70歳まで厚生年金に加入していたら、70歳になったら年金受取額が増えるとのことでした。

後半の講義では会社設立（株式会社）における社会保険、建設業における社会保険、建設業許可申請・経審と社会保険、行政書士としてできることについてご説明いただき、顧客との問答事例や日本年金機構の資料を用いてご講義してくださいました。

特に、建設業許可申請・経営事項審査申請と社会保険について、建設業と社会保険は密接な関係があるにもかかわらず、それらを知らない企業（個人事業主含む）が多いとの説明がありました。

特に、雇用保険と健康保険及び厚生年金保険がないと減点され、経審の点数に影響が大きいとのことでした。また、新規許可・更新では社会保険未加入だからと言って不許可にはならないが、後日建設事務所から加入するよう指導が入ることでした。

最後に、行政書士としてできることについて、社会保険の基礎知識を知っている事で、顧客から信頼を得やすく、また、他士業と連携することで持ちつ持たれつの関係を作りおくことも大切であると教えていただきました。また、愛知県知多建設事務所所轄の経審における行政書士関与率が30パーセントと県内でも低水準とのことで、“建設業業務に算入し、仕事の幅を広げてみられてはいかがでしょうか”とおっしゃられ、研修を終えられました。内容の濃い研修をありがとうございました。

法務省：民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正） 平成30年7月13日法務省民事局

3 遺言制度に関する見直し

(1) 自筆証書遺言の方式緩和

(要点)

全文の自書を要求している現行の自筆証書遺言の方式を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよいものとする。ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要する。

(2) 遺言執行者の権限の明確化等

(要点)

ア 遺言執行者の一般的な権限として、遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は相続人に対し直接にその効力を生ずることを明文化する。

イ 特定遺贈又は特定財産承継遺言（いわゆる相続させる旨の遺言のうち、遺産分割方法の指定として特定の財産の承継が定められたもの）がされた場合における遺言執行者の権限等を、明確化する。

0
東三
支部平成30年度法人経営運輸
交通部会第1回研修会

東三支部 大石 法良

日 時 平成30年 6月27日(水)

午後 2時～4時30分

場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）4階中
会議室

講 師 水野 悠会員

テーマ 前半『日行連知財担当者会議の内容報告及
び今後の展望』後半『著作権契約実務入門
編』

出席者 16名



6月27日、豊橋市民センター（カリオンビル）にて、東三支部平成30年度法人経営運輸交通部会第1回研修会が、水野悠会員を講師に前半「日行連知財担当者会議の内容報告及び今後の展望」後半「著作権契約実務入門編」をテーマとして行われました。

前半は、水野会員が日行連知財担当者会議に参加した折の各単位会の発表内容などから、今後の著作権教育のあり方や周知の方法、行政書士としての関わり方について考えるきっかけになりました。

後半は、入門編として、著作権とは何か？という基礎的な知識や実際の音楽業界での著作権に基づく権利の移動など事例に基づいた講義でした。

著作権の登録についてや、音楽業界における、アーティストと音楽出版者との契約締結から音楽が世に出るまでの流れを事例を交えて丁寧に説明して頂き、普段私たちが日常生活の中で耳にする楽曲を違った観点で見ることが出来ました。

著作権と一口に言っても様々な側面があり、質疑応答でも、実務としてどういった関わり方が出来るのか。と受講者の間で議論が尽きませんでした。

0
豊田
支部法人経営部
第1回研修会

会報委員 岡田 厚子

日 時 平成30年 7月12日(木)

午後 3時30分～5時45分

場 所 宗化館交流館 3F 第1研修室

講 師 八木 和夫会員

テーマ 『風俗営業等の許可申請について』

出席者 9名



今回の研修会は、八木和夫会員を講師として、風俗営業等の許可申請について研修会を実施しました。

八木会員は警察OBであり、実際に風俗営業の許可申請について携わってこられ、豊富な実務経験及び知識をお持ちの先生です。

講義内容はレジュメに沿って①警察組織と公安委員会について②社交飲食店等の申請から許可までの流れ③申請から許可までの期間④風俗営業法とは⑤風俗営業と飲食店との違い⑥許可基準⑦実務上の書面作成基準等⑧実務行為からの注意事項の順に行われました。

最後に岩崎支部長より豊田支部の会員においても前向きに風俗営業の許可申請について取り組んで欲しいとのお言葉をいただきました。

研修会終了後は懇親会が開催され、会員相互の交流を深めることができました。

中央
支部

平成30年度 暑気払い

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成30年7月19日(木)

午後6時30分開始

場 所 丸の内かめい

出席者 49名



平成30年度の中央支部暑気払いは、久屋大通駅ほど近くの和食店「丸の内かめい」で開催されました。当日は連続猛暑日6日目でしたが、観測史上初かどうかは定かではありませんが、前日の名古屋の最高気温がほぼ40度で、そこから4度近く下がった36度のため、気持ち涼しい！？と一瞬錯覚するものの、猛暑には変わりがなく、貸切された2階の間に上がってくる会員の皆さん全員合言葉のように開口一番「暑い！」と汗を拭いていました。

暑気払い担当の幹事である佐藤甫会員の司会で始まり、中村美帆子支部長の挨拶、野田悦子会員の乾杯のご発声の元、歓談・会食がスタートしました。今回も着席形式で、しかも懐石コースだったので給仕は全てお店の方にお任せのため、同席の皆さんとゆったり話をすることができました。季節の懐石料理ということで、涼しげな料理が続き、特に蟹の入った冷たい茶碗蒸しはのどごしもツルンとして、夏バテ気味にはありがたかったです。

西川剛史会員の潰刺とした全員立ち上がっての一本締めで散開となりました。まだまだ続くこの猛暑、会員の皆さんにおかれましても、自分も含めてとにかく何とか乗り切っていただきたいと思いながらお見送りをしました。

中央
支部

平成30年度第1回国際 私法業務部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成30年7月24日(火)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 小柳津 えみ会員（東三支部）

テーマ 『在留資格認定証明書交付申請について』

出席者 30名



中央支部の平成30年度第1回国際私法業務部会の研修会は、本会の国際・私法部部長の小柳津えみ会員をお招きして、在留資格認定証明書交付申請業務の中から、平成27年4月1日より創設された高度専門職についてお話をいただきました。

レジメの、①これまでに「高度専門職」に該当すると思われた例、②資料の収集について、③申請上留意すべき点、④結果とその後の対応の順に、具体的な内容をふんだんに盛り込みながら、講義をしていただきました。高度専門職の申請は、既存の在留資格にポイント計算表とその疎明資料を付けて申請するため、要件整理の段階でどちらの在留資格で申請する方が得策であるかしっかり検討すること。入管からの追加資料として、年収について課税・非課税が分かるもの、のように思わぬ資料を求められることがあった。ポイント計算表の特に特別加算（例えば世界の大学ランキング）の点数の見落しをしないよう留意すること。等経験豊富な小柳津会員ならではのお話を聞くことができ、質疑応答でも活発な議論がなされていました。

相変わらずの猛暑でしたが、研修後は懇親会場へと場を移し、猛暑に負けない熱い（もちろん楽しい）会話が続いていました。

事務局だより

■平成30年6月

1日(金)	山田名誉会長 日行連会務広島会総会出席 正副会長会 县法務文書課挨拶 正副会長会開催 前田会長、竹田副会長 名古屋市市民経済局来館対応
2日(土)	名城大学院科目履修 民法VI開講
4日(月)	コスモス入会前研修開催
5日(火)	部長会開催 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 登録会務 ADR手続説明会開催
6日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 法人経営部業務相談会開催 蟹江副会長、吉田職員 県警本部、県民会議訪問 仙石副会長、川村常務理事 自由業団体フレッシュマン・フォーラム10'出席
7日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 法務部会開催
8日(金)	西川相談役 日行連申取実務研修会出席 中地協定時総会開催 新規登録受付 コスモス入会前研修開催
9日(土)	中地協定時総会開催 名城大学院科目履修 行政法II開催
11日(月)	新規登録受付 竹田副会長 登録会務 仙石副会長、小柳津常務理事 名古屋入管訪問
12日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 仙石副会長、川村常務理事 西山弁護士訪問 川村常務理事、水野理事 自由業団体大学生のための資格業ガイド出席 蟹江副会長、市川常務理事、増田理事 名古屋市地域ケア推進課訪問 総務部会開催 総務部小会合開催 育休職員復職打合せ開催

13日(水)	会報7月号校正会議開催 企画情報部会開催 野田副会長、本多常務理事 県市町村空き家対策担当者連絡会議出席 国際・私法部業務相談会開催
14日(木)	法人経営部会開催 常設無料相談員応募者面接開催 運輸交通部会開催 蟹江副会長、須崎常務理事 県警本部訪問 蟹江副会長、須崎常務理事 自販連との懇話会出席 運輸業務相談会開催
15日(金)	コスモス入会前研修開催 川村常務理事 名古屋市立中央高校訪問 事務局プロジェクト会議開催
16日(土)	名城大学院科目履修 民法VI開催
18日(月)	常設無料相談員応募者面接開催 経審新規要員養成実習開催 竹田副会長 名古屋市市民経済局来館対応
19日(火)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 前田会長、竹田副会長 登録会務 ADR手続説明会開催 苦情対応委員会開催 刈谷市役所無料相談会開催
20日(水)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席
21日(木)	日行連定期総会開催 コスモス入会前研修開催
22日(金)	日行連定期総会、日政連定期大会出席
25日(月)	国際・私法部会開催 市川・柴田常務理事 顧問弁護士訪問 長瀬副会長 ライブ配信入札確認
26日(火)	民泊研修会開催
27日(水)	届出済行政書士管理委員会開催
28日(木)	経理部会開催 建設業務相談会開催 コスモス入会前研修開催
29日(金)	仙石副会長、川村常務理事 県法務文書課、名古屋市広聴課訪問
30日(土)	名城大学院科目履修 行政法II開催

事務局だより

■平成30年7月

2日(月)	正副会長会開催 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 登録会務
3日(火)	法務部会開催 会報【部長さんに聞いてみよう】インタビュー開催 ADRセンター愛知運営委員会開催 ADR手続説明会開催
4日(水)	部長会開催 支部長会開催 北館解体事業打合せ開催
5日(木)	法教育プロジェクトチーム会議開催 子安常務理事 名城大学仮屋教授訪問 長瀬副会長 東京法律専門学校訪問
6日(金)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 西川相談役 日行連申取実務研修会出席 苦情対応委員会開催
9日(月)	運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 新規登録受付
10日(火)	前田会長、竹田副会長 県法務文書課来館対応 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 新規登録受付 ライブラリ研修開催
11日(水)	前田会長、長瀬副会長、早川常務理事 県不動産業課との会議出席 理事会事前打合せ開催 総務大臣表彰記念品贈呈式・日行連会長表彰伝達式開催 理事会、幹事会開催 国際・私法部業務相談会開催 前田会長、竹田副会長 登録会務
12日(木)	前田会長 日行連法務業務部会出席 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 竹田副会長、内藤常務理事 県警本部挨拶訪問
13日(金)	前田会長、竹田副会長 行政書士試験実施に係る説明会出席
17日(火)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催 コスモス入会前研修補講開催

18日(水)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 山田名誉会長 日行連理事会出席 広報部会開催 建設環境部会開催 蟹江副会長、須崎常務理事 県警交通規制課、中部運輸局技術安全部訪問 土地利用部業務相談会開催
19日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 山田名誉会長 日行連理事会出席 前田会長 日行連ADR推進本部会議出席 仙石副会長、小柳津常務理事、増田・谷口理事、内藤コスモスあいち支部長、愛知県社会福祉会、愛知県老人クラブ連合会訪問
20日(金)	竹田副会長、早川・川村常務理事、安藤主任 南山大学訪問 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 登録会務 ライブラリ研修開催
21日(土)	特定行政書士研修開催
23日(月)	コスモスあいち役員との打合せ開催
24日(火)	届出済行政書士管理委員会開催
25日(水)	川村常務理事 日行連広報担当者会議出席 特定行政書士研修開催 経審必須連絡会開催
26日(木)	川村常務理事 日行連広報担当者会議出席 会報9月号編集会議開催 北館解体事業打合せ開催 建設環境部業務相談会開催 第1回試験正副サブ責任者会議開催 コスモス入会前研修補講開催
27日(金)	民法改正に伴う研修会開催 総務部会開催 事務局長二次選考開催
28日(土)	蟹江副会長、子安常務理事、平松理事 三重会ADR手続実施者養成講座出席
30日(月)	土地利用部会開催
31日(火)	ライブラリ研修開催

会員の動向

平成30年7月25日現在

個人会員数 2,959人
法人会員数 36法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第18191308号
会員番号 第5974号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 川添 真広

事務所 行政書士川添事務所
名古屋市西区城西3丁目19番1号
電話番号 052-508-4089 所属支部 西北



登録番号 第18191312号
会員番号 第5978号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 古荘 昌敏

事務所 行政書士古荘昌敏事務所
名古屋市天白区元八事一丁目251番地 八正ビル202号
電話番号 052-834-3221 所属支部 昭和



登録番号 第18191309号
会員番号 第5975号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 小林 哲也

事務所 行政書士小林哲也事務所
北設楽郡設楽町西納庫字大平4番地2
電話番号 0536-65-0764 所属支部 新城



登録番号 第18191313号
会員番号 第5979号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 神谷 潤

事務所 行政書士こんどう事務所
豊田市御幸本町1丁目174番地 カトレヤビル7F西号室
電話番号 0565-41-6434 所属支部 豊田



登録番号 第18191310号
会員番号 第5976号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 熊谷 浩幸

事務所 行政書士熊谷浩幸事務所
名古屋市昭和区長戸町2丁目12番地(パストラルハイム長戸203号)
電話番号 052-770-1151 所属支部 昭和



登録番号 第18191314号
会員番号 第5980号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 鈴木 則孝

事務所 鈴木行政書士事務所
小牧市大字南外山400番地2
電話番号 0568-72-1690 所属支部 尾張



登録番号 第18191311号
会員番号 第5977号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 中山 健嗣

事務所 行政書士中山法務事務所
江南市曾本町幼川添143番地
電話番号 0587-50-5317 所属支部 尾北



登録番号 第18191315号
会員番号 第5981号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 中津留 太郎

事務所 なかつる行政書士事務所
日進市栄三丁目1307番地 LMNC日進の丘式番館803
電話番号 0561-72-6063 所属支部 昭和

会員の動向



登録番号 第18191316号
会員番号 第5982号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 山田 浩昭

事務所 行政書士山田事務所
日進市梅森台四丁目90番地
電話番号 052-770-5580 所属支部 昭和



登録番号 第18191321号
会員番号 第5987号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 中島 崇

事務所 行政書士中島たかし事務所
大府市桃山町一丁目339番地の19
電話番号 090-4239-4036 所属支部 知多



登録番号 第18191317号
会員番号 第5983号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 伊藤 充宏

事務所 行政書士伊藤法務事務所
豊橋市東松山町33番地
電話番号 0532-55-2154 所属支部 東三



登録番号 第18191464号
会員番号 第5988号
入会年月日 平成30年6月15日
氏名 鈴木 次夫

事務所 行政書士鈴木次夫
名古屋市瑞穂区下坂町2丁目45番地
電話番号 052-693-9255 所属支部 名南



登録番号 第18191318号
会員番号 第5984号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 鈴木 新

事務所 行政書士法人VISA SUPPORT
名古屋市中村区名駅4丁目5番26号 ユニモール桜ビル5階
電話番号 052-485-5050 所属支部 名古屋



登録番号 第18191575号
会員番号 第5989号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 大島 正

事務所 行政書士大島正事務所
清須市清洲2461番地
電話番号 052-400-1766 所属支部 西北



登録番号 第18191319号
会員番号 第5985号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 井神 貴仁

事務所 行政書士法人VISA SUPPORT
名古屋市中村区名駅4丁目5番26号 ユニモール桜ビル5階
電話番号 052-485-5050 所属支部 名古屋



登録番号 第18191576号
会員番号 第5990号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 太田 圭悟

事務所 行政書士太田調査事務所
豊川市豊川元町54番地 ユトリロ元町401号
電話番号 090-3889-5731 所属支部 東三



登録番号 第18191320号
会員番号 第5986号
入会年月日 平成30年6月1日
氏名 藤井 健二

事務所 藤井健二行政書士事務所
豊川市八幡町東赤土87番地の10
電話番号 0533-87-2635 所属支部 東三



登録番号 第18191577号
会員番号 第5991号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 三田 佳央

事務所 行政書士三田事務所
一宮市開明字南井保里9番地3
電話番号 050-5328-3792 所属支部 一宮



登録番号 第18191578号
会員番号 第5992号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 鈴木 薫

事務所 行政書士法人あいち行政&相続
刈谷市相生町二丁目29番地2 K-frontビル3F
電話番号 0566-62-5811 所属支部 碧海



登録番号 第18191583号
会員番号 第5997号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 鈴木 章浩

事務所 行政書士みづほ法務事務所
名古屋市瑞穂区荒崎町1番11号(D'グラフォートスカイレジデンスI-1502号)
電話番号 090-6070-6645 所属支部 名南



登録番号 第18191579号
会員番号 第5993号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 梅本 君明

事務所 行政書士梅本君明事務所
名古屋市瑞穂区雁道町2丁目8番地12
電話番号 052-881-5622 所属支部 名南



登録番号 第18191584号
会員番号 第5998号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 水野 稔夫

事務所 みづの行政書士事務所
名古屋市北区楠味鋤五丁目1503番地
電話番号 052-720-1703 所属支部 西北



登録番号 第18191580号
会員番号 第5994号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 宮島 陽子

事務所 行政書士オフィスエム
名古屋市港区西福田五丁目1911番地の12
電話番号 052-880-9617 所属支部 名古屋



登録番号 第18191581号
会員番号 第5995号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 前田 智子

事務所 行政書士前田智子事務所
名古屋市中区栄五丁目27番12号 富士火災名古屋ビル6階
電話番号 052-253-9457 所属支部 中央



登録番号 第18191582号
会員番号 第5996号
入会年月日 平成30年7月1日
氏名 森田 信頼

事務所 行政書士事務所SHINRAI
一宮市三条字酉新田31番地1 シャローム201号
電話番号 0586-48-5276 所属支部 一宮

退会者のお知らせ

平成30年7月25日現在

支部	氏名	退会日
昭和	宮本尚彦	平成30年5月30日
知多	岡田孝之	平成30年5月31日
中央	古寺晴香	平成30年5月31日
名古屋	八神敦子	平成30年5月31日
東三	佐々善延	平成30年5月31日
昭和	森本隆司	平成30年6月15日
尾北	伊代田誠二	平成30年6月27日
東三	篠宮晴英	平成30年6月30日
中央	岩瀬秀幸	平成30年6月30日
東三	浦野雅宏	平成30年6月30日
西北	前田豊作代	平成30年6月30日
名古屋	尾崎俊	平成30年6月30日
名古屋	水溪ハル映	平成30年6月30日
知多	山口英明	平成30年7月9日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	吉田 勤			052-253-6466	事務所電話番号
中央	伊藤 淳	名古屋市千種区山門町2丁目54番地の3 (シャトレーゼ山4F)	464-0064	052-763-8287	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	本多 証一 行政書士法人アスマ				事務所名称
中央	佐治 英樹	名古屋市千種区末盛通五丁目10番地 千種イーストビル4F	464-0821		事務所所在地
中央	近田 真佐志	名古屋市東区東片端町49番地 正文館ビル7階1号室	461-0015	052-933-5030	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	武田 真由美 MAYUMI行政書士事務所	名古屋市中区丸の内一丁目7番6号 丸の内テラス803	460-0002	052-223-7255	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	鈴木 佳美				単位会変更(神奈川会へ)
西北	森越 靖	名古屋市北区大我麻町259番地2 アートビル2F-C	462-0064		事務所所在地
西北	角田 綱貴 行政書士事務所ヒューマン				事務所名称
西北	脇田 幸雄			052-938-3936	事務所電話番号
名古屋	貝沼 景介 行政書士法人エベレスト 名古屋駅事務所	名古屋市中村区名駅五丁目3番6号	450-0002	052-583-8848	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	福嶋 隆司 行政書士法人アーバン 名古屋登録事務所	名古屋市中川区葉池町一丁目8番地 アクティブサンライズ葉池D号	454-0844	052-398-5385	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	田守 瞳	名古屋市中村区則武二丁目3番2号 サン・オフィス名古屋455号	453-0014	052-526-5606	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	市岡 賢也 行政書士法人アベニール 名古屋中川事務所	名古屋市中川区北江町一丁目7番地 朝日ビル1階	454-0851	052-355-7581	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	大場 綾夏 名古屋・東京行政書士法人 名古屋本社	名古屋市中村区椿町17番16号 丸元ビル6F	453-0015	052-451-2628	氏名、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	鈴木 千帆 KSS行政書士事務所				事務所名称
昭和	森田 哲也 特定行政書士森田法務事務所	名古屋市昭和区鶴羽町二丁目21番地 Vivre御器所203	466-0011	052-734-6307	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	佐保 克彦				単位会変更(大分会へ)
昭和	山田 浩昭			052-770-5580	事務所電話番号
名南	坂井 久世			052-887-9437	事務所電話番号
東名	谷本 侑 行政書士谷本侑事務所			052-791-4595	氏名、事務所名称

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
東名	門田 千穂	名古屋市守山区小幡二丁目 9 番22号	463-0011		事務所所在地
尾張	奥村 志保 行政書士法人きずな愛知 小牧オフィス	小牧市小木三丁目38番地 3	485-0058		事務所名称、事務所所在地
一宮	本告 学 行政書士事務所anon	一宮市若竹 4 丁目 4 番 9-402号 モアグレース若竹	491-0832	0586-81-4370	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
一宮	古田 雅幸	一宮市開明字流53番地14	494-0001		事務所所在地
海部	津田 敏博 行政書士法人アスマ 津島事務所	津島市橋町二丁目56番地	496-0038		事務所名称、事務所所在地
知多	山田 和美	東海市高横須賀町浅間 2 番地の 8 ドエルキカク (2 A 号)	477-0037	0562-38-5505	事務所所在地、事務所電話番号
豊田	長谷川 今日子			0565-47-7105	事務所電話番号
豊田	中山 圭登 行政書士法人岩崎事務所	豊田市小坂本町五丁目13番地 8	471-0034	0565-32-7894	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
西尾	深谷 裕寿 行政書士深谷裕寿事務所				事務所名称
碧海	神谷 正典 行政書士神谷正典事務所				事務所名称
碧海	稻垣 靖				単位会変更 (神奈川会へ)
新城	大谷 淳平	新城市市場台四丁目 2 番地 1 レインボウヒルズ101号	441-1348		事務所所在地
新城	田中 博			090-7855-8790	事務所電話番号
東三	田中 利枝	豊川市南大通二丁目23番地 1	442-0889	0533-95-5553	事務所所在地、事務所電話番号
東三	鈴木 浪平	豊橋市神野新田町字京ノ割18番地	441-8077	0532-32-8515	事務所所在地、事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

尾張支部　瀧澤秀樹　会員　平成30年5月28日ご逝去　(享年65歳)
 岡崎支部　近藤進　会員　平成30年6月14日ご逝去　(享年94歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　前田　望

法人会員の変更案内

法 人 番 号	第1701301号
会 員 番 号	第H38号
法 人 の 名 称	行政書士法人アベニール
主たる事務所の名称	行政書士法人アベニール 名古屋事務所
社員名（加入）	市岡 賢也
社員名（脱退）	武田 真由美
使 用 人 名	杉本 勇也
変 更 事 由	社員加入・社員脱退・使用人 雇用
所 属 支 部	中央

法 人 番 号	第1600901号
会 員 番 号	第H33号
法 人 の 名 称	行政書士法人工エベレスト
主たる事務所の名称	行政書士法人工エベレスト 名古屋駅事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人工エベレスト 中川事務所
社員名（脱退）	古橋 佳直
使 用 人 名	古橋 佳直
変 更 事 由	従たる事務所廃止・社員脱 退・使用人雇用
所 属 支 部	名古屋

法 人 番 号	第1706501号
会 員 番 号	第H47号
法 人 の 名 称	行政書士法人岩崎事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人岩崎事務所
社員名（加入）	中山 圭登
変 更 事 由	社員加入
所 属 支 部	豊田

法 人 番 号	第0501201号
会 員 番 号	第H3号
法 人 の 名 称	東名行政書士法人
主たる事務所の名称	東名行政書士法人
社員名（脱退）	鈴木 佳美
変 更 事 由	社員脱退
所 属 支 部	中央

法 人 番 号	第1503401号
会 員 番 号	第H31号
法 人 の 名 称	かわもと行政書士法人
主たる事務所の名称	かわもと行政書士法人 名古 屋駅前店
主たる事務所	名古屋市中村区則武二丁目3番2号 サン・オフィス名古屋455号
変 更 事 由	主たる事務所所在地
所 属 支 部	名古屋

法 人 番 号	第1706101号
会 員 番 号	第H46号
法 人 の 名 称	行政書士法人アーバン
従たる事務所の名称	行政書士法人アーバン 名古 屋登録事務所
従たる事務所	名古屋市中川区葉池町一丁目8番地 アクティブサンライズ葉池D号
変 更 事 由	従たる事務所設置
所 属 支 部	名古屋

法 人 番 号	第1302001号
会 員 番 号	第H25号
法 人 の 名 称	行政書士法人きずな愛知
従たる事務所の名称	行政書士法人きずな愛知 小牧オフィス
従たる事務所	小牧市小木三丁目38番地3 奥村 志保、山下 英之
社員名（加入）	本告 学
社員名（脱退）	従たる事務所設置、社員加入、 社員脱退
変 更 事 由	名古屋
所 属 支 部	

新規法人登録入会の紹介

法 人 番 号	第1803201号
会 員 番 号	第H49号
入 会 年 月 日	平成30年4月11日
法 人 の 名 称	行政書士法人アスマ
主たる事務所の名称	行政書士法人アスマ
主たる事務所	名古屋市中区丸の内一丁目14番12号グランビル5階
主たる事務所電話番号	052-212-5480
従たる事務所の名称	行政書士法人アスマ 津島事務所
従たる事務所	津島市橋町二丁目56番地
従たる事務所電話番号	0567-26-3041
所 属 支 部	中央



COSMOS通信 9月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

平成30年度定時総会開催予定

平成30年9月21日(金)午後3時より愛知県行政書士会館にて開催予定です。

詳細は、後日事務局より会員宛ご連絡いたします。

コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成30年9月18日(火)	愛知県行政書士会会議室	平成30年9月11日(火)
平成30年10月17日(木)	愛知県行政書士会会議室	平成30年10月10日(木)

時間 午後1時から4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

*なお、今後業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

セミナー・相談会の開催報告

日 時 平成30年5月29日(火) 午前9時30分～10時30分
 場 所 名古屋市中村区南部いきいき支援センター
 講演内容 ご存じですか？成年後見制度～誰がどんなときにどうやって～
 講師 大森照和会員
 参加者 23人

日 時 平成30年6月14日(木) 午後1時30分～4時
 場 所 小牧市役所
 相談員 伊藤洋幹事 丹羽友道会員
 無料相談会 相談者3人

日 時 平成30年7月5日(木) 午後1時30分～3時30分
 場 所 江南市役所市西分庁舎
 相談員 石川研修部長 松久雄会員
 無料相談会 相談者2人

日 時 平成30年7月9日(月) 午前9時～午後3時
 場 所 中京銀行当知支店
 相談員 大森照和会員 久田邦博会員
 無料相談会 相談者3人

日 時 平成30年7月17日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所西庁舎
 相談員 吉川副支部長 井上一男会員
 無料相談会 相談者0人

日 時	平成30年7月19日(木) 午後1時～3時
場 所	扶桑町老人憩の家
相 談 員	有我昌久会員 犬塚智子会員
無 料 相 談 会	相談者0人
日 時	平成30年7月19日(木)
	第一部 市民公開講座 午後1時～2時30分
	第二部 無料相談会 午後2時30分～4時
場 所	小牧市総合福祉センター大会議室
講 演 内 容	知っておきたい！相続の基礎知識・遺言・任意成年後見制度！
講 師	伊福広報部長
参 加 者	8人
相 談 員	丹羽友道会員 神田晃志会員
無 料 相 談 会	2人

セミナー・相談会の開催予定

日 時	平成30年9月7日(金) 午前9時～午後3時
場 所	中京銀行当知支店
無 料 相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	平成30年9月10日(月) 午後1時～4時
場 所	岩倉市役所市民相談室
無 料 相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	平成30年9月18日(火) 午後1時～4時
場 所	北名古屋市役所東庁舎
無 料 相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	平成30年9月30日(日) 午前11時～午後3時
場 所	中区、安心・安全なまちづくり大会（名古屋栄オアシス21）
無 料 相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	平成30年10月4日(木) 午後1時30分～3時30分
場 所	江南市役所西分庁舎
無 料 相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	平成30年10月28日(日) 午前10時～午後3時
場 所	あつたかあつた福祉フェスタ（熱田区役所）
無 料 相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	平成30年11月15日(木)
場 所	扶桑町老人憩の家
内 容	第一部 午後1時～2時 成年後見セミナー 第二部 午後2時～3時 無料相談会
日 時	平成30年11月21日(水) 午後1時～3時
場 所	犬山市福祉会館
無 料 相 談 会	成年後見等相談会
日 時	平成30年11月27日(火)
場 所	大垣共立銀行名古屋事務所（名駅）OKBハーモニープラザ名古屋
内 容	第一部 午後1時30分～1時45分 寸劇 第二部 午後1時45分～2時30分 成年後見セミナー 第三部 午後2時30分～ 無料相談会

あとがき

このあとがき執筆は7月後半、連日記録的な暑さが続いている真っ最中です。夏日、真夏日を軽く飛び越えて、猛暑日が続き（夜はもちろん熱帯夜）、体調管理も体力的にも厳しい日々となっています。

本会報が会員のみなさまのお手元に届くのは、暦の上では夏が終わった9月の初旬かと存じます。一体どのような気候となっているのでしょうか？

残暑の疲れに負けないよう、毎年恒例10月の行政書士制度広報月間に向けて、広報部一同頑張ってまいります！

広報部 水野 悠

《今月の表紙》 阿寺の七滝

阿寺の七滝（あてらのななたき）は、愛知県新城市の阿寺川にある滝です。自然林内の礫岩の断層にかかる7段の階段状に曲線を描いて流れ落ちる滝となっている事から、七滝と名付けられました。日本の滝100選に選ばれているほか、国の名勝および天然記念物にも指定されています。

この礫岩は子抱石といわれ、祀ることで子宝に恵まれるとの伝承があります。また、滝の竜神は雨乞の神としても信仰されており、上から2番目・5番目の滝壺には深さ7メートルにおよぶ甌穴（ポットホール）が形成されているなど、自然の神秘的な魅力が詰まった場所です。

陰陽師の安倍晴明が若年期に滝で修行したという伝説があり、晴明が使ったという井戸が今なお現存しております。夏に人気の清涼スポットとして親しまれています。

写真提供：新城市役所 観光課

会報290号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
部 長	川村 浩史	
次 長	水野 悠	
部 員	山本 篤	
部 員	戸加里邦子	

会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	鈴木 直美
	〃	戸加里邦子
	本号担当委員	
	(表紙)	矢澤あや子
	(会員訪問記)	岩井 実

会報290号 平成30年9月1日発行

発行人 前田 望
編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL <052> 931-4068 (代)
FAX <052> 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
<http://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 平成30年10月6日(土)

時間 午前10時から午後4時まで

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※当日は電話相談のみ受け付けます。面接相談を希望の方は、その旨お伝えください。
(常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
- b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
- c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
- d) 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
- 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
- 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分